

入札説明書

令和 7 年 6 月 18 日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

■ 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：令和 7 年度特定計量器定期検査業務委託
- (2) 履 行 場 所：別紙、仕様書のとおり。
- (3) 履 行 内 容：別紙、仕様書のとおり。
- (4) 契約予定日：令和 7 年 7 月 15 日
- (5) 契 約 期 間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

■ 入札の日時・場所

- (1) 日時：令和 7 年 7 月 8 日（火） 14 時 00 分
- (2) 場所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 3 階 301A 会議室

■ 契約担当課

那覇市市民文化部 市民生活安全課 市民生活相談グループ（担当：上地）
電話番号 098-862-9955 FAX 番号 098-862-3769



1 入 札

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出してください。押印は、令和6・7年度 物品購入等入札参加資格者名簿に記載がある者は本市法制契約課に届出の印を、当該名簿に記載のない者は公告3（1）の印鑑証明書と同一の印を使用してください。
- ② 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。
- ③ 入札は代理人により行わせることができます。この場合は、当該入札の執行前に「委任状」を入札執行者に提出してください。委任状のない入札は、無効となります。

委任状には、令和6・7年度 物品購入等入札参加資格者名簿に記載がある者は本市法制契約課に届出の印、当該名簿に記載のない者は公告3（1）の印鑑証明書と同一の印と、代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。
- ④ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ⑤ 電話、又は郵便による入札は認めません。
- ⑥ 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び那覇市契約規則（1971年那覇市規則第13号）を遵守してください。

2 入札書の書換え等の禁止

提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできません。

3 開 札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。
- ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ①入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ②委任状を持参しない代理人のした入札
- ③日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札
- ④記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認印可）
- ⑤入札書の表記金額を訂正した入札又は¥マークの記載がない入札
- ⑥誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦明らかに談合によると認められる入札
- ⑧同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨その他入札の条件に違反した入札
- ⑩虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札、ならびに本書に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- ⑪入札参加資格があることを確認された者であっても、確認後、本市から指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- ⑫その他那覇市契約規則第14条各号の規定に該当する入札、その他関係法令に違反した者のした入札

5 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者に限る。）で再度入札（3回まで）を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、3回目の最低入札者と随意契約の調整を行います。

6 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者とするができる。

7 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

8 入札の中止等

公正な入札が行われないおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、もしくは取り消し、または開札を延期します。

9 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

10 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号に基づき入札保証金の納付を免除する。ただし、落札後に正当な理由なく契約しない場合は入札金額の100分の5を納付しなければならない。

11 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。
- (2) 「申請書」または「資料」に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。